

松山市建設工事請負等契約関係事務の適正化に関する事務取扱要綱

平成16年要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下この条において同じ。）及び建設工事に係る委託業務（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等の委託をいう。）をいう。以下同じ。）の契約に係る指名業者の選定数、入札結果の公表等に関し必要な事項を定めることにより、入札の透明性及び競争性の向上を図ることを目的とするものとする。

(指名業者の選定数)

第2条 設計金額が500万円以上1,000万円未満の建設工事等を指名競争入札に付すときは、入札参加者を5者以上指名するものとする。

2 設計金額が1,000万円以上の建設工事等を指名競争入札に付すときは、入札参加者を8者以上指名するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別な技術を要するもの、小規模なもの、その他建設工事等に係る契約の種類及び内容又は指名業者の能力等を勘案して相当と認めた場合は、入札参加者を第1項の場合にあっては5者未満、前項の場合にあっては8者未満で指名することができる。

(入札回数及び不調時の措置)

第3条 入札の回数は、1回とする。

2 入札が不調となったときは、設計図書の再検討を行い、その結果により次のとおりとする。

(1) 一般競争入札で設計図書に変更がないときは、入札参加条件の一部又は全部を変更して再入札をする。

(2) 一般競争入札で設計図書に変更があるときは、当初の入札参加条件で再入札をする。ただし、市長が必要と認めたときは、一部又は全部の入札参加条件を変更することができる。

(3) 指名競争入札で設計図書に変更がないときは、入札参加者全部の指名替えをして再入札をする。ただし、市長が必要と認めたときは、一部の指名替えで再入札をすることができる。

(4) 指名競争入札で設計図書に変更があるときは、当初の入札参加者で再入札をする。

ただし、市長が必要と認めたときは、一部又は全部の指名替えをすることができる。

(事前公表)

第4条 入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）の対象は、競争入札に付すすべての建設工事等とする。ただし、総合評価競争入札に係る事前公表については、別に定める。

2 事前公表は、施行番号、件名、履行場所、予定価格、入札日時、完成日その他市長が必要と認める事項について行う。

3 事前公表は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、当該各号に定める日に行う。

(1) 一般競争入札 入札の公告をした日

(2) 指名競争入札 指名通知をした日

4 事前公表は、公表の日から入札を執行した日までの間、市のホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載又は契約課における閲覧方式により行う。

(事後公表)

第5条 入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）の対象は、競争入札に付すすべての建設工事等とする。ただし、総合評価競争入札に係る事後公表については、別に定める。

2 事後公表は、施行番号、件名、履行場所、入札参加者数、入札参加者名、調査基準価格又は最低制限価格、入札日時、完成日、予定価格、入札の経緯及び結果その他市長が必要と認める事項について行う。

3 事後公表は、落札決定後速やかに行う。

4 事後公表は、入札を執行した日の属する年度の翌年度が終了するまでの間、ホームページへの掲載又は契約課における閲覧方式により行う。

5 前3項の規定は、随意契約をした建設工事等について準用する。

付 則（平成18年要綱第74号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年要綱第39号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年要綱第90号）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年要綱第33号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成25年要綱第15号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年要綱第36号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。